

山県教科用図書採択地区の採択事務に関する規約

(目的)

第一条 この規約は、山県教科用図書採択地区を構成する教育委員会（以下「関係教育委員会」という。）が設置する小学校及び中学校が使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条第4項に基づき広島県教育委員会の指導助言又は援助のもとに適正かつ公正な採択が円滑に行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 関係教育委員会は第一条の目的を達成するために、山県教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）、山県教科用図書採択地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び山県教科用図書採択地区調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第三条 協議会は関係教育委員会の採択に係る意向を踏まえ、関係教育委員会が採択する教科書を種目ごとに同一とするための協議を行う。

(協議会の委員)

第四条 協議会の委員は関係教育委員会の教育長及びその他の委員により構成する。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、協議会の委員となることができない。

(協議会の会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し会長が欠け又は事故があるときはその職務を代行する。

5 監査は山県教科用図書採択地区の採択事務に係る会計を監査する。

(協議会の会議)

第六条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、主宰する。

2 会議は委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会議で決した事項について関係教育委員会で合意を得られない場合、再び会議を開き協議する。

(選定委員会の所掌事務)

第七条 選定委員会は、教科書の専門的な調査研究を基に幅広い視野からの意見を取り入れ、種目ごとにすべての教科書について特徴を明確にした資料を作成する。

2 選定委員会は前項の資料を作成するために、協議会が定めた採択方針に基づき教科書を調査研究する観点を決めその観点を調査員に示す。

(選定委員会の委員)

第八条 選定委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は原則として、次の第一号から第三号に掲げる者のそれぞれから、協議会会長が委嘱する。

一 関係教育委員会が設置する小学校・中学校（以下「関係小・中学校」という。）の校長及び教頭

二 関係小・中学校に在籍する児童生徒の保護者代表

三 学校教育に専門的知識を有する関係教育委員会事務局職員並びに関係小・中学校の教育に係る学識経験を有する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることができない。

(選定委員会の会長及び副会長)

第九条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し選定委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し会長が欠け又は事故があるときはその職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第十条 選定委員会の会議は協議会会長が招集し、選定委員会会長がその議長となる。

2 選定委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は選定委員会会長の決するところによる。

(調査員の所掌事務)

第十一条 調査員は、第七条第2項の観点に基づきすべての教科書について調査研究を行い、特定の教科書に絞り込むことなく各教科書の特徴について意見を付し、選定委員会に報告する。

(調査員)

第十二条 調査員は、関係小・中学校の校長、教員及び関係教育委員会事務局職員のうちか

ら、協議会会長が委嘱する。

- 2 調査研究は安芸高田教科用図書採択地区調査員と共同で行ない、調査員の人数は次の表のとおり教科ごとに定める。

[小学校用]

教科名	調査員の人数(人)
国語	6
社会	6
算数	4
理科	4
生活	4
音楽	4
図画工作	4
家庭	4
保健	4
外国語	4
道徳	4

[中学校用]

教科名	調査員の人数(人)
国語	6
社会	6
数学	4
理科	4
音楽	4
美術	4
保健体育	4
技術・家庭	4
英語	4
道徳	4

- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員は、調査員となることができない。
- 4 調査員には種目ごとに代表者を定める。
- 5 調査員の会議は協議会会長が招集する。

(事務局)

第十三条 山県教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は、北広島町教育委員会事務局に置く。

(経費の負担)

第十四条 協議会、選定委員会及び調査員に要する経費は、関係教育委員会が負担する。

(雑則)

第十五条 この規約に定めるもののほか、山県教科用図書採択地区の採択事務に関する必要な事項は協議会会長が定める。

附則 この規約は、平成17年4月27日から施行する。

平成29年6月5日に一部改正する。

令和元年5月16日に一部改正する。